別表（第2条、第9条関係）

移動支援給付費の単価基準

|  |  |
| --- | --- |
| サービス内容 | サービス提供の費用 |
| 身体介護を伴う場合 | 重度の知的・行動障害の場合 | 身体介護を伴わない場合 |
| 30分（20分以上45分未満） | 2,021円 | 1,618円 | 808円 |
| 1時間（45分以上1時間15分未満） | 3,539円 | 2,831円 | 1,516円 |
| 1時間30分（1時間15分以上1時間45分未満） | 　　4,854円 | 4,044円 | 2,224円 |
| 以後30分増すごとに | 707円 | 707円 | 707円 |
| 車両による移送加算(片道)30キロメートルまで | 1回500円 |
| 車両による移送加算(片道)30キロメートル超 | 1回750円 |
| 特別地域加算 | 対象者：下記の8に掲げる地域に居住する利用者、1回のサービス提供につき1,000円 |

（注）表の適用に当たっては、次の事項に留意すること。

１．移動支援サービスについては、区分に応じ、一連の外出時間により算定する。ただし、車両による移送中などで、ヘルパーによる支援が提供されない場合は、当該時間帯を除くものとする。

２.「身体介護を伴う場合」の単価区分は、身体障害者の場合では、全身性障害者かつ車椅子を常用する者であって障害支援区分2以上で区分の認定調査項目のうち、移乗、移動、排尿、排便の各項目のいずれか１つ以上に「一部介助」又は「全介助」の認定がある者を対象とし、心身障害の場合では、「行動援護」の対象者（12項目の調査において10点以上）に適用する。

３．「重度の知的・行動障害の場合」の単価区分は、重度の知的障害、行動障害のために危険回避が困難であり、指示、見守りなどが常時必要な者を対象とし、「行動援護」の判断基準（12項目の調査）において2点以上10点未満の者とする。

４．「身体介護を伴わない場合」の単価区分は、上記2及び3以外の者に適用する。

５．同時に2人のヘルパーにより支援をする必要がある場合は、それぞれのヘルパーにつき所定額を算定する。ただし、あらかじめ２人付き適用の可否について市長が認めたときに限る。

６．移動支援の提供に当たりサービス提供事業者が支援に支障がないと判断するときは、1人のヘルパーにより複数（3人を限度とする。）の利用者の移動支援をすることができる。

７．前項により同時に複数人の支援を行った場合は、それぞれの利用者ごとに所定額を算定する。ただし、車両による移送加算は、算定しない。

８．特別地域加算の対象地域は、端野町、常呂町、留辺蘂町、相内町、東相内町、美園、豊田、西相内、住吉、本沢、柏木、富里、北陽、大和、美里、上仁頃とする。